

大阪府個人情報保護審議会運営要領（新旧対照表）案

改正後	改正前	改正理由
<p>(会議の開催)</p> <p>第2条 審議会は、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき実施機関（条例第53条の3第1項の指定実施機関を含む。以下同じ。）及び条例第53条の2の公社（以下「公社」という。）から諮問があったとき、<u>及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第2条第2号の重点項目評価書及び同号に規定する事項に係る評価書の点検について諮問があったとき、その他会長が必要があると認めるときに会議を開く。</u></p> <p>(部会の設置)</p> <p>第3条 <u>審議会の部会として、別表に掲げる部会を置くものとする。</u></p> <p>(審議の原則)</p> <p>第4条 <u>審議会の部会は、別表に掲げる担当事務の審議を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>両部会の担任する事務にまたがる事項について実施機関から諮問があったときは、両部会長が協議の上、調査審議の方法を決定するものとする。</u></p>	<p>(会議の開催)</p> <p>第2条 審議会は、<u>審議会規則第5条第1項第1号の審査請求案件等審査部会（以下「審査請求審査部会」という。）</u>にあつては大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき実施機関（条例第53条の3第1項の指定実施機関を含む。以下同じ。）<u>及び条例第53条の2の公社（以下「公社」という。）</u>から諮問があったとき、<u>審議会規則第5条第1項第2号の特定個人情報保護評価点検部会（以下「評価点検部会」という。）</u>にあつては同号の重点項目評価書及び同号に規定する事項に係る評価書（以下「評価書」という。）の点検について諮問があったとき、その他会長が必要があると認めるときに会議を開く。</p> <p>(審議の原則)</p> <p>第3条 <u>審査請求審査部会は、条例第35条第1項（条例第53条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定により実施機関から諮問があったときは、条例第18条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第31条の4第1項若しくは第2項（いずれも条例第53条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による決定に係る個人情報をもとに審議を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>評価点検部会は、第2条の規定により評価書の点検について実施機関から諮問があったときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条第1項に基づく特定個人情報保護評価指針により、その内容の点検を行うものとする。</u></p>	<p>大阪府個人情報保護審議会規則の改正により、規則上に部会の名称がなくなったため</p> <p>大阪府個人情報保護審議会規則の改正により、部会を設置するため</p> <p>大阪府個人情報保護審議会規則の改正により、部会の担当事務を定める必要があるため</p>

<p>(意見等の陳述者の数)</p> <p><u>第5条</u> 条例第39条(条例第53条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定により、口頭で意見又は説明を述べる者の数は、審査請求人等、審査請求人の代理人及び補佐人を含めて3人以内とする。ただし、<u>審査請求案件等審査部会</u>が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(調査審議手続の報告)</p> <p><u>第6条</u> 条例第41条(条例第53条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定により、<u>審査請求案件等審査部会</u>が指名した委員は、同条の閲覧、調査等を行った場合は、速やかにその結果を<u>審査請求案件等審査部会</u>に報告しなければならない。</p> <p><u>第7条～第10条</u></p>	<p>(資料の提出)</p> <p>第4条 <u>審査請求審査部会</u>は、実施機関に対して、条例第35条第2項で提出のあった書類の他審議の必要に応じ、相当の期間を定めて、追加資料の提出等を求めることができる。</p> <p>(意見書の提出)</p> <p>第5条 <u>審査請求審査部会</u>は、審査請求人に対して、条例第35条第2項で提出のあった書類の他審議の必要に応じ、意見書の提出を求めることができる。</p> <p>(意見等の陳述者の数)</p> <p><u>第6条</u> 条例第39条(条例第53条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定により、口頭で意見又は説明を述べる者の数は、審査請求人等、審査請求人の代理人及び補佐人を含めて3人以内とする。ただし、<u>審査請求審査部会</u>が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(調査審議手続の報告)</p> <p><u>第7条</u> 条例第41条(条例第53条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定により、<u>審査請求審査部会</u>が指名した委員は、同条の閲覧、調査等を行った場合は、速やかにその結果を<u>審査請求審査部会</u>に報告しなければならない。</p> <p><u>第8条～第11条</u></p>	<p>個人情報保護条例第38条の規定と重なるため、削る。</p> <p>個人情報保護条例第38条の規定と重なるため、削る。</p> <p>第2条で審査請求案件等審査部会を審査請求審査部会と置き換えていた部分を削除したため、</p> <p>第2条で審査請求案件等審査部会を審査請求審査部会と置き換えていた部分を削除したため、</p> <p>条ずれ</p>
--	---	--

附 則

この要領は、平成31年3月18日から施行する。

別表

名称	担当事務
審査請求案件等審査部会	<ul style="list-style-type: none">・大阪府個人情報保護条例（平成 8 年大阪府条例第二号）第 7 条第 3 項第 7 号（同条例第 53 条の 2 及び第 53 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する事項・同条例第 7 条第 5 項ただし書（同条例第 53 条の 2 及び第 53 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する事項・同条例第 8 条第 2 項第 9 号（同条例第 53 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する事項・同条例 34 条第 2 項（同条例第 53 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する事項・第 35 条第 1 項（同条例第 53 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する事項・同条例第 49 条第 2 項、第 51 条、第 52 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する事項
ネットワーク利用による個人情報保護に係る部会	<ul style="list-style-type: none">・特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)第 2 条第 2 号に規定する重点項目評価書・同規則第 7 条第 4 項に規定する事項・大阪府個人情報保護条例第 8 条第 5 項(同条例第 53 条の 2 及び第 53 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する事項・大阪府住民基本台帳法施行条例（平成 23 年大阪府条例第 7 号）第 6 条に規定する事項